

■大学院 法務研究科（専門職大学院）

教育研究上の目的
<p>専門職大学院学則 第1条（目的） この学則は、愛知大学学則第6条第2項の規定にもとづき、愛知大学大学院(以下「本大学院」という。)に設置する専門職大学院について、必要な事項を定める。</p> <p>第2条 本大学院の専門職大学院は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。</p>
学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
<p>(1) 本法科大学院は、愛知大学設立趣意書（建学の精神）に沿った「地域社会に貢献する」法曹となるのにふさわしい豊かな人間性、鋭い人権感覚及び専門的な法的知識を備えた者に、課程の修了を認めて、法務博士（専門職）の学位を授与します。</p> <p>(2) 前項の方針に従い、本法科大学院に所定の年数を在学し、教育の理念及び目的に基づき設定した所定のカリキュラムの下で、各科目について所定の単位を修得することを、学位授与の要件とします。</p>
教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
<p>本法科大学院は、「地域社会に貢献する」法曹となるのにふさわしい豊かな人間性、鋭い人権感覚及び専門的な法的知識を備えさせるため、次に掲げる点を重視して教育課程を編成し、実施します。</p> <p>(1) 少人数教育 法曹に不可欠な法的知識を修得し、現実の法的問題を解決するための分析力及び思考力を修得するとともに、それらを運用するにあたり必要となる高度な倫理性を身につけるために、双方向・多方向的な議論を重視した少人数教育を行う。</p> <p>(2) 法的知識の体系的理解と法的思考力の涵養 法的知識を体系的に理解し、法的思考力を涵養するために、法律基本科目を段階的に配置し、必修とする。</p> <p>(3) 理論と実務の架橋 法的知識を体系的に理解し、法的思考力を涵養するとともに、法律実務の基礎的知識、職業倫理、現実の法的問題を解決するための分析力及び思考力を修得するために、実務基礎科目を配置し、必修ないし選択必修とする。実務基礎科目は、法律実務に精通している実務家教員が担当する。</p> <p>(4) 社会の多様化、高度専門技術化への対応 現実の法的問題を社会構造や歴史など幅広い視点で捉え、最先端の法的問題に対応する能力を涵養するために、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を配置し、選択必修とする。これらの科目は、研究者教員に加えて、法律実務に精通している実務家教員が担当する。</p> <p>(5) 厳格な成績評価 所定の成績評価基準に基づき、厳格な成績評価及び単位認定を行う。</p>
入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
<p>法科大学院では、入学者の受入れについて、司法制度改革の主旨から「公平性、開放性、多様性」に加えて、本学独自の理念、法曹像を勘案して、次のアドミッション・ポリシーでのぞみます。</p> <p>(1) 建学の精神である、地域社会に貢献するローヤー（地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤー）を目指す学生を受け入れること。</p> <p>(2) 多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させること。</p> <p>(3) 入学者の適性をはかるために、多様な観点から公平かつ客観的に評価すること。</p> <p>(4) 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力などの資質を備えていること。</p> <p>(5) 将来、法曹としての豊かな人間性や感受性を備えていること。</p> <p>また、法学部以外の学部出身者や社会人なども入学者の3割以上として、多様な人材の確保に努めます。</p>